

(1) 台風 10 号に係る復旧状況について
② 農業関連の対策について

ア) 農地・農業用施設の被害数値の推移について

【農 地】

災害当初 (9 月 20 日十勝総合振興局報告)

被災面積 230.3ha 被害額 2,872,014 千円

試算の前提条件

- ・ J A とも協力し被害申告 (電話・聞き取り等を含む) があつた農家すべての圃場を調査
- ・ 農地被害調査員による目視、感覚、写真判定等による調査 (測量結果ではない)
- ・ 災害予算確保のための概算計上 (上乘せ)
- ・ 算定方法は、あらかじめ設定した単価に調査面積を単純に乗じたもの



中間まとめ (10 月 20 日現在の概算)

事業種別	概算面積
災害復旧事業 (芽室町 団体営) 40 万円以上	22.8ha (16.1%)
災害復旧事業 (北海道 道営) 40 万円以上 (河川流域)	103.3ha (72.9%)
農地等小災害復旧事業 (町主体) 40 万円~13 万円	15.6ha (11.0%)
合 計	141.7ha

* 被害額の算定、公表はしていない。

面積減の要因

- ・ 農家との個別面談の結果、災害復旧事業 (小災害含む) を辞退あるいは面積減となるケースが多数あつた。
- 理 由 ~
- ① 比較的軽微な被害、あるいは秋まき小麦播種のため自己復旧
 - ② 冠水被害などで調査したが、堆積・流出といった農地被害に至らない
 - ③ 測量結果で当初被害面積から減となつた



災害査定後 (12 月 30 日現在)

事業種別	面 積	事業費 (査定額)
災害復旧事業 (団体営)	9.8ha	10,973 千円
災害復旧事業 (道 営)	94.7ha	374,914 千円
小災害復旧事業 (町)	3.4ha	9,131 千円
合 計	107.9ha	395,018 千円

面積・事業費減の要因 測量確定、限度内で実施可能な工法選定、河川残土活用による事業費減など

【農業用施設】

災害当初（9月20日十勝総合振興局報告）

被害額 2,352,321千円

【内 訳】 ため池 5か所 85,200千円 頭首工 1か所 240,000千円
水路 33か所 1,942,161千円 道路 3か所 84,960千円

試算の前提条件

- ・担当職員、関係機関職員、測量会社等による踏査。目視、写真判定
- ・災害予算確保のための概算計上（上乘せ）



災害査定後（12月30日現在）

事業費（査定額） 691,171千円

【内 訳】 ため池 2か所 50,961千円 頭首工 なし（国営直轄で実施）
用水路 324m 232,751千円 排水路 4,844m 407,459千円
道路 なし（ため池（ダム）に統合）

事業費減の要因

- ・測量結果による被害か所・延長等の確定（減）
- ・効率的・効果的な工法の選択
- ・災害査定結果による減

イ）農地・農業用施設復旧の今後について

○ 農地については12月14日から一部の圃場に河川に堆積した残土を運び込む作業を行っています。今後は、復旧に向けて復旧作業を行います。比較的被害規模が小さい「小災害復旧事業」の対象圃場については年度内に、工事を終了させる予定。

・比較的大規模な「災害復旧事業」の対象圃場については、

- ① 春先の作付に間に合う圃場
- ② 雪解けから5月中まで工事可能な圃場
- ③ 秋まき小麦作付に間に合う圃場
- ④ 被害甚大で河川復旧などとも連動する圃場

4パターンに分け、工事発注計画を立てて復旧を進めます。

○ 農業用施設（用水路（管路）、排水路（明渠））についても農地同様に、発注計画を立て、平成29年度中（現実には年内）に復旧する予定。

ウ) 農地復旧に係る農家負担の考え方について

- ・ 10月26日開催の「町議会9月定例会議」において
「芽室町農地等災害復旧事業分担金徴収条例」及び「芽室町激甚災害に伴う農地等小災害復旧事業分担金徴収条例」を議決いただいた。⇒ 災害を受けた農家から自己負担徴収が可能
- ・ 町としては、被害の甚大さや農業者の今後も含めた経済負担、災害による減収、これまでの「激甚災害指定」自治体の分担金徴収状況なども勘案し、両条例の第5条に規定する「徴収の猶予及び減免」の規定によって、農業者の自己負担について全額免除（町が地方負担分をすべて負担）する考え。
- ・ 具体的な町負担額の概算
 - ◇ 災害復旧事業 道営分
事業費 374,914千円×5%（補助率95%で仮定）≒19,000千円
 - ◇ 災害復旧事業 町営分
事業費 10,973千円×1%（補助+起債で99%補てんと仮定）≒110千円
 - ◇ 小災害復旧事業 町営分
事業費 9,131千円×26%（起債74%と仮定）≒ 2,400千円

農地復旧全体での町負担額 21,510千円（あくまで仮定に基づく概算）

エ) 農地等災害復旧事業以外の農業関連災害対策について

1 被災農業者向け経営体育成支援事業

（制度概要）

台風被害により農産物の生産に必要な農業用施設、機械が損壊するなどの状況に対応し、農業経営を維持するために必要な生産施設、機械の復旧等の経費を支援。浸水による格納庫・機械等の修繕、更新等が対象。

（対象者・件数等）

18戸 33件

（事業費・補助率・補助額等）

総事業費：23,676千円 補助率 国30% 道30% 町40%

（ただし、道支援分は1件600万円以上が対象で本町では該当がないため、実質的な補助率は70% 補助対象経費の30%+消費税分は自己負担）

国補助：5,916千円、町補助：7,895千円 計13,811千円（見込み）

2 産地活性化総合対策事業のうち平成28年台風対応産地緊急支援事業

（制度概要）（対象者・件数等）⇒ 申請段階の数値で今後変動があり得ます。

収穫直前の農作物の流出や冠水などによって収穫不能となり、減収が見込まれる被害が多数発生。被害に対応し、速やかに営農再開できるよう、以下の3つの取り組みを支援。

- (1) 次期作に必要な資材の共同調達支援
 - ・被災した共済対象外作物等の次期作の作付けを円滑に行うために必要な生産資材の共同調達費用を支援します。
 - ・対象戸数 390 戸（作物ごとの申請につき延べ戸数）
- (2) 栽培環境整備支援
 - ・被災により必要となる作物残渣の撤去、被災圃場の追加防除等、栽培環境整備に必要な掛かり増し経費を支援します。
 - ・対象戸数 53 戸（作物ごとの申請につき延べ戸数）
- (3) 土づくり支援
 - ・災害復旧事業により客土を行い復旧した農地の生産力回復を図るため、追加的な堆肥の投入等の土づくりに要する経費を支援します。
 - ・対象戸数 50 戸

(事業費・補助率・補助額等)

- (1) 総事業費：603,865 千円 補助率 国 1/2 以内 補助額 284,729 千円
- (2) 総事業費：1,043 千円 補助率 定額 1,500 円/10 a 補助額 1,043 千円
- (3) 総事業費：4,120 千円 補助率 定額 10,000 円/10 a 補助額 4,120 千円

3 災害関連金融対策

(制度概要)

市町村長による被災証明がある場合に、貸付当初 5 年間の無利子化、保証料率の減免などの措置が受けられる。(例 スーパー L 資金、農林漁業施設資金、近代化資金等の災害関連資金)

(対象者等) 証明発行件数：228 件 (1 月 20 日現在)

4 畜産支援対策

- (1) 粗飼料確保緊急対策事業 (実施主体：ホクレン)

(制度概要)

倒伏等の被害を受けた自給飼料（デントコーンや牧草等）のサイレージの品質低下を抑制するための乳酸菌等の添加や粗飼料が不足する際の代替粗飼料の緊急確保に対する支援制度。

- ① サイレージ品質向上対策 ～ 発酵促進資材等の購入支援

(対象者) 10 人

(事業費・補助率・補助額等)

総事業費：2,359 千円 補助率 国 1/2 以内 補助額 1,180 千円

- ② 不足飼料の確保対策 ～ 代替粗飼料の購入支援

(対象者) 21 人

(事業費・補助率・補助額等)

総事業費：19,801 千円 補助率 定額 5 円/K g 補助額 19,801 千円

(2) 平成 28 年台風第 7 号等緊急支援対策事業（実施主体：（一社）中央酪農会議）
（制度概要）

災害により被災した酪農及び肉用牛経営の安定的な経営継続を図るため、被災した牛舎、飼養管理の附帯施設・機械の補改修等、簡易牛舎等の整備等に対する支援制度。主には給水タンク等の整備に対する取組支援

① 酪農経営支援総合対策事業

（対象者）6 人

（事業費・補助率・補助額等）

総事業費：9,546 千円 補助率 国 1/2 以内 補助額 4,419 千円

② 肉用牛経営安定対策補完事業

（対象者）2 人

（事業費・補助率・補助額等）

総事業費：3,526 千円 補助率 国 1/2 以内 補助額 1,762 千円

5 御影地区営農用水等支援対策（町独自） 22,589 千円（見込み）

- ・生活用水配布（9 月 2 日夜～11 月 24 日）消防車両 西芽室、上芽室、報徳、洪山南
- ・飲用水配布（9 月 3 日～11 月 24 日）直営・ヤマト運輸 各会館
- ・ファームホ`ド給水（9 月 3 日～11 月 24 日）消防車両・運送業者（タンクローリー） 5 か所
- ・無料入浴券配布（9 月 1 日～12 月 7 日）鳳乃舞・新嵐山
- ・その他シャワー施設開放
- ・戸別タンク設置（9 月 14 日～12 月 3 日）消防車両（火・金定期配水）
西芽室地区 14 戸（貸出タンク 20 個）
- ・井戸再活用のためのポンプ・発電機支援（9 月 12 日周知）
- ・共同洗濯機の設置（9 月 14 日～11 月 30 日）新嵐山荘 5 台

6 御影地区畑地かんがい用水使用料の減免（町独自）

（概要）台風被害により農業用水の断水が発生したため、断水期間である 3 か月分（25%）
のかんがい用水使用料を減免するもの

（対象者）国営畑地帯総合土地改良パイロット事業御影地区の受益者 79 件

（総額・減免額等）

年間使用料総額 4,848 千円 減免額 1,214 千円 減免後使用料 3,634 千円

7 芽室町河川流域農地復旧連絡会議の設立（町独自）

（設立の背景）

台風 10 号等により、特に河川に隣接する流域農地は甚大な被害を受けました。これらの農地復旧には被害が大規模であるため時間を要するケースや河川復旧の全体像などとも密接に関連するため、関係機関等（北海道、JA ぬむろ、芽室町）と被災された方々との情報連携、情報共有が不可欠。

(設立の目的と活動について)

芽室町が主体となり、美生川流域、ピウカ川流域、芽室川水系流域で災害復旧事業等の対象者にご参加いただき、上記連絡会議を設立した。(平成 28 年 12 月 20 日)

対象者は 44 名で事務局は役場建設都市整備課、農林課。

(今後について)

農地復旧道営事業の実施主体であり、3 河川の河川管理者である北海道と連携し、農地復旧や河川復旧に関する情報提供や被害を受けた方々の意見交換、意見集約を行い、早期の復旧に向けて活動する。